

鳥取市図書館整備計画について

鳥取市は、すべての市民が身近な拠点で図書館サービスを受けられるよう、これからの図書館整備の指針となる「鳥取市図書館整備計画」を策定いたしました。

この計画の策定にあたっては、「鳥取市図書館整備計画策定検討委員会」を設置し、中長期的な図書館整備のあり方について協議をしていただきました。

同委員会から提出された「鳥取市図書館整備計画(素案)」をもとに広く市民から意見を募集し、みなさんから寄せられたご意見を踏まえ策定したものです。

現在、中央図書館を拠点として2つの地域図書館、6つの中央公民館図書室が連携をして図書館サービスを行っていますが、今後、広大な市域全体に地域格差のない図書館サービス網を築き、多様化する市民の要求に応えていくため、本整備計画書に基づき図書館の整備充実に努めていきます。

1.策定日 平成 18 年 3 月 23 日

2.計画期間 平成 18 年度～平成 27 年度
(平成 22 年度には、整備の進捗状況を検証し計画の見直しを行います。)

図書館は、市民の皆さんの生涯学習の場として、また様々な課題に対する情報収集の場として、そして皆さんの暮らしの中の憩いの場でありたいと願います。

どうぞ図書館をお気軽にご利用ください。

【問合せ先】

鳥取市役所駅南庁舎内、市立中央図書館

電話 0857 27-5182 FAX 0857 27-5192

鳥取市図書館整備計画

平成 18 年 3 月

目 次

はじめに	2
第1章 鳥取市立図書館の現状と課題	3
1 地理的条件・社会的条件	
2 図書館整備・図書館サービスの現状と問題点	
第2章 図書館整備計画	6
1 整備計画の基本的指標	
2 整備の基本方針	
3 整備計画	
4 資料整備	
第3章 図書館サービス網及びサービス内容	16
1 中央図書館	
2 地域図書館	
3 図書館分室	
4 移動図書館車	
5 中央公民館図書室	
6 学校図書館等との連携・支援	
7 休館日及び開館時間	
8 運営の評価と改善	
第4章 コンピュータシステムの統合	19
1 現状と課題	
2 システム統合	
3 ホームページでのサービス	
第5章 県内の公立図書館等との相互協力	21
1 公立図書館との協力	
2 大学図書館等との協力	
3 専門図書館、類縁機関との協力	
(関係資料)	
1 鳥取市民図書館地域計画策定委員会 委員構成	23
2 鳥取市民図書館地域計画策定委員会 経過	24
3 鳥取市民図書館地域計画策定委員会設置要綱	25

はじめに

平成 16 年 11 月の市町村合併により、鳥取市の人口は 20 万人を超え、県全体の 21.8%にあたる 765.66 平方キロメートルの面積を有する山陰最大の都市となりました。

この広大な市域全体に地域格差のない図書館サービス網を築き、すべての市民の学習権を保障していくためには、明確な「図書館政策ビジョン」を提示し、それに基づく中・長期的な施策を展開していかなくてはなりません。

折しも、平成 13 年 12 月には「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布され、「基本的な計画」の中で公立図書館の整備充実が閣議決定されています。また、平成 17 年 7 月には「文字・活字文化振興法」が公布され、国及び地方公共団体の義務として公立図書館の適切な配置に努めることや司書の充実等人的体制の整備、図書館資料の充実など、図書館運営の改善及び向上のために必要な施策を講じることが盛り込まれました。

公立図書館は市民の生涯学習の中核施設であり、多くの市民が集う地域の情報拠点でもあります。高度情報化社会の進展に伴い、市民の資料や情報に対する要求はますます多様化しています。一方、高齢化社会の到来や余暇時間の増大により、生涯にわたって学び、趣味や生活を楽しみながらゆとりをもって暮らしたいという市民の思いも、今後、ますます高まっていくことが予想されます。市民の自立を支援する課題解決型図書館として、また市民の暮らしに根ざした知の地域づくりの拠点として、鳥取市全域への図書館サービス網の早期整備が求められます。

鳥取市では合併調整方針に基づき、平成 17 年度に「鳥取市図書館整備計画策定検討委員会」を組織し、中・長期的な図書館整備のあり方について協議をしていただきました。同検討委員会から提出された「鳥取市図書館整備計画（素案）」をもとに広く市民から意見を募集したうえで、鳥取市における平成 18 年度から 10 年間の図書館整備計画を策定しました。今後、図書館の整備計画を進めていく上で指針となるものです。なお、5 年後の平成 22 年度には、整備の進捗状況を検証し、計画の見直しをすることとします。

平成 18 年 3 月

第1章 鳥取市立図書館の現状と課題

1 地理的条件・社会的条件

平成16年11月1日、県東部1市8町村の市町村合併により新・鳥取市が誕生しました。新たな市の面積は765.66k㎡で合併前の237.20k㎡に比べ約3.2倍となり、人口も合併前の15万人から20万人へと約1.3倍になりました。

合併前の各市町村の人口と面積は、次のとおりです。

鳥取市	150,439人(237.20k㎡)	
国府町	8,620人(93.40k㎡)	
福部村	3,451人(34.94k㎡)	
河原町	8,382人(83.62k㎡)	
用瀬町	4,324人(81.60k㎡)	
佐治村	2,835人(79.89k㎡)	
気高町	10,004人(34.31k㎡)	
鹿野町	4,594人(52.77k㎡)	
青谷町	8,095人(67.93k㎡)	
合計	200,744人(765.66k㎡)	(平成12年国勢調査)

人口集中地区(DID)である旧鳥取市の市街地周辺13.66k㎡には新市の人口全体の38.9%に当たる77,690人、賀露・湖山地区3.34k㎡には8%に当たる16,514人、さらに準人口集中地区である美萩野・三津・若葉台地区の合計1.51k㎡には全体の5%に当たる10,675人が居住しており、人口の半数は旧鳥取市内に集中しています。

地目別の土地利用の現況は、宅地3.6%、農用地12.3%、その他12.8%、山林原野71.4%となっており、この山林原野が交通網の大きな障害となっています。

わが国の人口は平成18年をピークに減少傾向に転じると見込まれており、合併した各市町村のデータをもとに推計すると、平成22年には約203,000人、平成27年には約202,000人となって、その後ゆるやかに減少していくと予測されています。また、年齢階層別の人口では、平成12年は19.4%であった高齢化率は、平成27年には4.5ポイント上がって23.9%になると見られ、高齢化が一層進展するものと予測されています。

図書館の整備計画を策定するに当たっては、
広大な市域面積
人口の集中地域と点在地域
山林原野によって妨げられた交通網

の3点が考慮すべき地理的条件として考えられます。

また社会的条件として、

高度情報化社会に対応した図書館システムの整備充実、資料データベースの統合

少子高齢化に対応した図書館資料やサービス内容の整備充実

が課題として考えられます。

2 図書館整備・図書館サービスの現状と問題点

市町村合併により、旧・用瀬町立図書館と旧・気高町立図書館がそれぞれ「鳥取市立用瀬図書館」「鳥取市立気高図書館」となり、鳥取市立図書館の地域図書館（分館）として位置付けました。旧・鳥取市には昭和57年に開館した「鳥取市民図書館」がありましたが、合併に伴い、平成16年11月1日に「鳥取市立中央図書館」と改称し、平成17年5月に鳥取市役所駅南庁舎内に移転拡張しました。これにより、新・鳥取市の図書館システムは旧・鳥取市内にある中央図書館と、用瀬図書館、気高図書館の2つの地域図書館で構成することになりました。

また、旧・用瀬町、旧・気高町以外の6つの町村では、合併前から中央公民館図書室が公立図書館の役割を果たしてきましたが、新たな鳥取市の図書館システムにおいても中央公民館図書室を地域における図書館サービスの拠点施設と位置付け、合併と同時に、中央図書館からそれぞれの施設に対して配本車を巡回して連携を図っています。

さらに、合併によって広がった市域に対する図書館サービスを保障するため、合併調整方針に基づいて、平成17年度、用瀬図書館、気高図書館にそれぞれ移動図書館車を配備しました。用瀬図書館の移動図書館車「やまなみ号」は用瀬町・河原町・佐治町を、気高図書館の移動図書館車「つばさ号」は気高町・鹿野町・青谷町をカバーしています。福部町・国府町に対しては中央図書館で担当することとし、福部町にあった移動図書館車「ふれあい号」を中央図書館に移管しました。中央図書館では、従来、「なかよし号」「こだま号」の2台の移動図書館車が旧・鳥取市内を巡回していましたので、計3台の体制となりました。こうした移動図書館車の増車整備により市立図書館のシステム全体では合わせて5台の移動図書館車が177か所のサービスポイントを巡回することになりました。

また、市内の小・中学校に対しては、合併前より団体貸出の図書や予約のあった図書を配本（及び回収）する配本サービスを行っていましたが、合併と同時に40校から66校に拡大して、週1回のペースで全校に対する配本サービスを実施しています。

合併後の鳥取市の図書館システムの概要と利用状況は以下の通りです。なお、延床面積と職員数は中央図書館移転拡張後の平成17年度の数値です。それ以外

の数値は平成 16 年度末の統計数値です。

【鳥取市の図書館システムの概要と利用状況】

図書館名	延床面積	蔵書数	年間購入冊数	職員数	登録者数	個人貸出	団体貸出
中央図書館	4,596 m ²	234,046 冊	17,836 冊	23 人 (嘱託 13)	29,042 人	437,022 冊	106,239 冊
用瀬図書館	360 m ²	35,902 冊	2,180 冊	5 人 (嘱託 4)	1,282 人	24,505 冊	2,829 冊
気高図書館	467 m ²	32,956 冊	4,509 冊	6 人 (嘱託 4)	1,857 人	39,426 冊	2,554 冊
計	5,423 m ²	302,904 冊	24,525 冊	34 人 (嘱託 21)	32,181 人	500,953 冊	111,622 冊

【中央公民館図書室の状況】

図書室名	延床面積	蔵書数	年間購入冊数	職員数 *	登録者数	個人貸出	団体貸出
国府町中央公民館	119 m ²	20,944 冊	643 冊	1 人 (嘱託 臨時 1)	1,136 人	21,351 冊	3,537 冊
福部町中央公民館	130 m ²	16,483 冊	1,060 冊	1 人 (嘱託 臨時 1)	848 人	16,011 冊	313 冊
河原町中央公民館	123 m ²	15,234 冊	433 冊	1 人 (嘱託 臨時 1)	1,037 人	7,160 冊	2,069 冊
佐治町中央公民館	80 m ²	12,553 冊	280 冊	1 人 (嘱託 臨時 1)	*	6,148 冊	685 冊
鹿野町中央公民館	89 m ²	14,821 冊	570 冊	1 人 (嘱託 臨時 1)	1,048 人	9,888 冊	*
青谷町中央公民館	119 m ²	27,704 冊	1,302 冊	2 人 (嘱託 臨時 2)	914 人	23,701 冊	2,250 冊
計	660 m ²	107,739 冊	4,288 冊	7 人 (嘱託 臨時 7)	4,983 人	84,259 冊	8,854 冊

* 職員は図書室専任でなく、公民館の他の業務と兼務。

図書館整備・図書館サービスの問題点として地域間格差解消のための地域図書館及び図書館分室の適正な配置、見直しが必要となります。

また、図書館の存在意義などが住民に浸透していないことも問題です。今後、広く住民に読書の楽しさや気軽に図書館が利用できることなど、市報、ホームページ、図書館事業などあらゆる機会をとらえて広報をする必要があります。

さらに利用者へのきめ細かなサービスを実施していくため、中央公民館図書室への専任職員の配置が必要となります。

第2章 図書館整備計画

1 整備計画の基本的指標

第1章の利用状況を見ると、平成17年4月現在、鳥取市立図書館のシステム全体（中央図書館、地域図書館、移動図書館車）で個人貸出カードを作っている登録者は32,181人で、人口の16%に当たります。これに中央公民館図書室の登録者4,983人を加えると37,164人で、人口の18.5%となります。つまり市民100人のうち約19人が図書館あるいは公民館図書室で本を借りているということになります。しかし8割を超える市民が、身近な生活圏域に図書館がない（アクセスが悪い）人口構成上の高齢化率の高さなどの理由で図書館を利用していないか、あるいは利用したくても利用できる環境にないとも言えます。

日本図書館協会の調査統計書『日本の図書館2004』によれば、平成15年度の全国の市区町村立図書館2,740館の平均登録率は38.2%となっています。さらに人口15万人～20万人未満の市立図書館115館の平均に絞ると41%にのぼるので、鳥取市立図書館の登録率は全国平均の半分以下となります。

また、登録をしている市民が1年間に借り出す本の冊数は、 $\text{年間冊数} \div \text{登録者数}$ となります。平成16年度の図書館全体（中央図書館、地域図書館、移動図書館車）の年間個人貸出冊数500,953冊に中央公民館図書室の個人貸出冊数84,259冊を加えた585,212冊で算出すると、

$585,212 \text{ 冊 (年間貸出冊数)} \div 37,164 \text{ 人 (登録者)} = 16 \text{ 冊}$
となり、登録者1人当りの年間貸出冊数は約16冊ということが分ります。

市民1人当りで見ると貸出冊数は、

$585,212 \text{ 冊 (年間貸出冊数)} \div 200,744 \text{ 人 (人口)} = 2.9 \text{ 冊}$
となって、市民1人当りの年間貸出冊数は約3冊であることが分ります。

これを人口19万人～20万人台の鳥取市と同規模の自治体の図書館と比較したものが次の表です。

（鳥取市以外の自治体の統計数値は平成15年度末の数値。また、釧路市の登録者は平成16年度末の数値。）

	都市名	面積	館数	人口	登録者 (登録率)	年間個人 貸出冊数	登録者1人当 貸出冊数	人口1人当 貸出冊数
1	釧路市	222.10k m ²	1	188,000人	54,400人 (29%)	731,000冊	13.4冊	3.9冊
2	甲府市	171.88 k m ²	1	190,000人	73,300人 (38.6%)	645,000冊	8.8冊	3.4冊
3	長岡市	262.45 k m ²	5	191,000人	55,800人 (29%)	1,536,000冊	27.5冊	8冊

4	伊丹市	171.83 k m ²	3	191,000 人	95,300 人 (50%)	801,000 冊	8.4 冊	4.2 冊
5	日立市	153.43 k m ²	2	192,000 人	48,300 人 (25.2%)	904,000 冊	18.7 冊	4.7 冊
6	小田原市	114.09 k m ²	2	198,000 人	66,600 人 (33.6%)	440,000 冊	6.6 冊	2.2 冊
7	鳥取市	765.66 k m ²	3	200,744 人	37,164 人 (18.5%)	585,212 冊	15.7 冊	2.9 冊
8	調布市	21.53 k m ²	11	202,000 人	109,100 人 (54%)	2,598,000 冊	23.8 冊	12.9 冊
9	岸和田市	72.07 k m ²	3	202,000 人	68,900 人 (34%)	792,000 冊	11.5 冊	3.9 冊
10	松本市	265.87 k m ²	9	204,000 人	70,700 人 (34.7%)	1,328,000 冊	18.8 冊	6.5 冊
11	呉市	171.83 k m ²	4	215,000 人	122,000 人 (56.7%)	986,000 冊	8 冊	4.6 冊
12	春日部市	37.83 k m ²	2	204,000 人	123,200 人 (60.1%)	1,058,000 冊	8.6 冊	5.2 冊
13	沼津市	152.18 k m ²	1	208,000 人	121,300 人 (58%)	997,000 冊	8.2 冊	4.8 冊
平均		198.67 k m ²	3.6	199,000 人	80,466 人 (40.4%)	1,030,862 冊	13.7 冊	5.2 冊

登録者 1 人当りの貸出冊数では鳥取市は平均値より高いが、人口 1 人当りの鳥取市の年間貸出冊数は同規模自治体の約半分になるということが分ります。つまり、鳥取市の図書館や公民館図書室を日常的に利用できる市民（人口の約 2 割）はかなり熱心に本を借りているが、人口の総体で見ると、利用できる環境にない市民がその何倍もあるということが言えます。

すべての市民に等しく図書館利用の機会を保障するためには、市内全域をカバーする図書館サービス網の整備計画が必要であり、計画を実施するためには、中・長期的なビジョンに立った具体的なスケジュールを立てなければなりません。さらに、整備計画を着実に推進していくため、図書館サービスの到達目標を設定し、到達状況を点検しつつ、状況に応じて見直しを図っていかなくてはなりません。

「第 8 次鳥取市総合計画」では、10 年後の平成 27 年（2015 年）の鳥取市の人口を 202,000 人と予測しています。そこで、鳥取市の図書館整備の基本指標として 5 年後、10 年後のサービス目標数値を次のように設定します。

(サービス目標)

区 分	現 状	平成 22 年度 (2010 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)
人 口	200,744 人	203,000 人	202,000 人
登録者数	37,164 人	80,000 人	90,000 人
登 録 率	18.5%	40%	45%
年間貸出冊数	585,212 冊	1,000,000 冊	1,200,000 冊
市民 1 人当り 年間貸出冊数	2.9 冊	5 冊	6 冊

図書館の整備に当っては、年間貸出冊数の到達目標に基づき、この貸出しを支えるために必要な開架冊数を試算し、開架冊数から図書館の規模等の基本的な指標を算出します。

地域図書館の整備計画を考える上で、規模等の基本的な指標としては次の数式とします。

奉仕対象人口 × 6 冊 = 年間貸出冊数 = 開架冊数 × 4回転 (蔵書回転率)

地域図書館の規模の目安 = 開架冊数 ÷ 100 冊 / m² ÷ 0.5 = 図書館の規模

ただし、開架冊数が数式上 4.5 万冊に満たない場合は、最低限の開架冊数を 4.5 万冊、最低限の規模 (延べ床面積) を 900 m²以上とします。

例えば、奉仕人口 3 万人を対象とした地域図書館の場合、基本的な指標は次のようになります。

3 万人 × 6 冊 = 18 万冊 = 4.5 万冊 × 4 回転

4.5 万冊 ÷ 100 冊 / m² ÷ 0.5 = 900 m²

すなわち、この地域図書館で 10 年後に目標とすべき年間貸出冊数は、

3 万人 × 6 冊 = 18 万冊

この年間貸出冊数を達成するために必要な開架冊数は、

4.5 万冊

必要な図書館の規模 (延べ床面積) は、

4.5 万冊 ÷ 100 冊 / m² ÷ 0.5 = 900 m²

と算出できます。

(注 1) 奉仕対象人口 : 対象とする地域の人口

(注 2) 4回転 : 「蔵書回転率」とは、図書館の蔵書が年間に何回借りられたかという数値で、その図書館の蔵書に魅力があるかどうかを判断するひとつの基準です。 <年間貸出冊数 ÷ 蔵書冊数> で表わします。全国の市立図書館の平均は 4 回転です。

(注 3) 100 冊 / m² : 開架スペースの中で配架できる図書の冊数は、1 m² 当り 100 冊が標準とされています。

(注4) 0.5 : 図書館全体の面積に占める開架スペースの割合は、経験的・実証的に50%とされています。

2 整備の基本方針

(1) 目 標

市民がどこに住んでいても身近な拠点で図書館サービスを受けられるよう図書館サービス網の整備充実を図ることとします。

また、「本」との出会いを広げ、本を読む楽しさを多くの市民に伝えていくためのさまざまな施策を展開していきます。

(2) 整備方針

図書館の整備については、周辺の人口、地域性を考慮し、設置地域、規模等を決定します。

公民館図書室では、調査研究や相互貸借、コピーサービス等への対応が不十分なため、全地域への図書館整備が望まれますが、効率性を図るため、次の基準に満たない地域については移動図書館車及び中央公民館図書室で対応することとします。中央公民館図書室については、図書館と連携しながら図書館のサービスポイントとして地域住民へ直接サービスを行うこととします。

なお、既存の用瀬図書館、気高図書館の2つの地域図書館については、それぞれ3町の拠点館と位置付けているため、存続することとします。

鳥取市の図書館の望ましい整備基準 (参考:『地域に対する公共図書館網計画』日本図書館協会を基に作成)

区 分	カバーエリア	人 口	該当地域
中央図書館	半径3kmまで		
地域図書館	半径1.5kmまで	概ね1万人	湖山・末恒地域
図書館分室	半径1km	概ね5千人	若葉台地域

(注)湖山・賀露・末恒地域については、3万人の市民が住む人口集中地域として『鳥取市民図書館地域計画(策定報告書)』(平成13年)でも「図書館整備は緊急の課題」とされている。

(3) 地域図書館、図書館分室等の規模

既存館の改修や新館の整備時には、原則として次の規模基準を基本にします。整備に当たっては、できる限り他の既存施設を活用することで対応することとします。

図書館の規模基準

区 分	延べ床面積	蔵書冊数	専任職員数
地域図書館	900 m ² 以上	45,000 冊以上	4 人以上
図書館分室	200 m ² 以上	30,000 冊以上	2 人以上

3 整備計画

地域図書館又は図書館分室については、整備基準にしたがって整備します。地域図書館の新たな整備としては、人口集中地区である湖山・末恒地域への設置が求められます。また、分室の新たな整備としては、若葉台地域への設置が求められます。さらに、合併前の各町村が設置していた中央公民館図書室も図書館分室として位置付け、整備充実していくことが課題となります。人口等が基準に満たない地域であっても、移動図書館車等の利用率を勘案し整備の検討を行います。

地域図書館、図書館分室の整備充実については、平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 年間は、次のとおり計画します。なお、具体的な実施計画、実施時期等については、第 8 次総合計画の実施計画の中で示していきます。

(1) 既存図書館の整備

用瀬図書館

用瀬図書館は、用瀬町、佐治町及び河原町地域の拠点館として位置付けられていますので、その整備充実が求められます。現在の施設は 360 m²と小規模のうえに老朽化が著しいため、大幅な改修が必要となります。

しかしながら、現在の設置場所は広域利用を行うには適切な場所とはいえません。今後、よりアクセスのよい場所への移転拡張等を検討することとします。

気高図書館

気高図書館は、気高町、鹿野町及び青谷町地域の拠点館として位置付けられていますので、用瀬図書館同様、早急な整備充実が必要です。施設は平成 15 年度に設置した新しいものですが、規模は 467 m²と小さく、広域利用を目指す

には規模の拡張が必要です。

まずは移動図書館車の車庫及び作業室を整備し、今後拡張等について検討することとします。

(2) 人口集中地区及び準人口集中地区（湖山・末恒地域及び若葉台地域）への地域図書館及び図書館分室の整備

人口集中地区として湖山・末恒地域（約19,000人）、準集中地区として若葉台地域（約5,000人）があげられます。これらの地域へは地域図書館や図書館分室の整備が必要となります。今後、鳥取大学及び鳥取環境大学と連携強化を図りながら、各大学の附属図書館と併設して地域図書館又は図書館分室の機能を整備する方法等も含めて、検討することとします。

(3) 図書館分室の整備

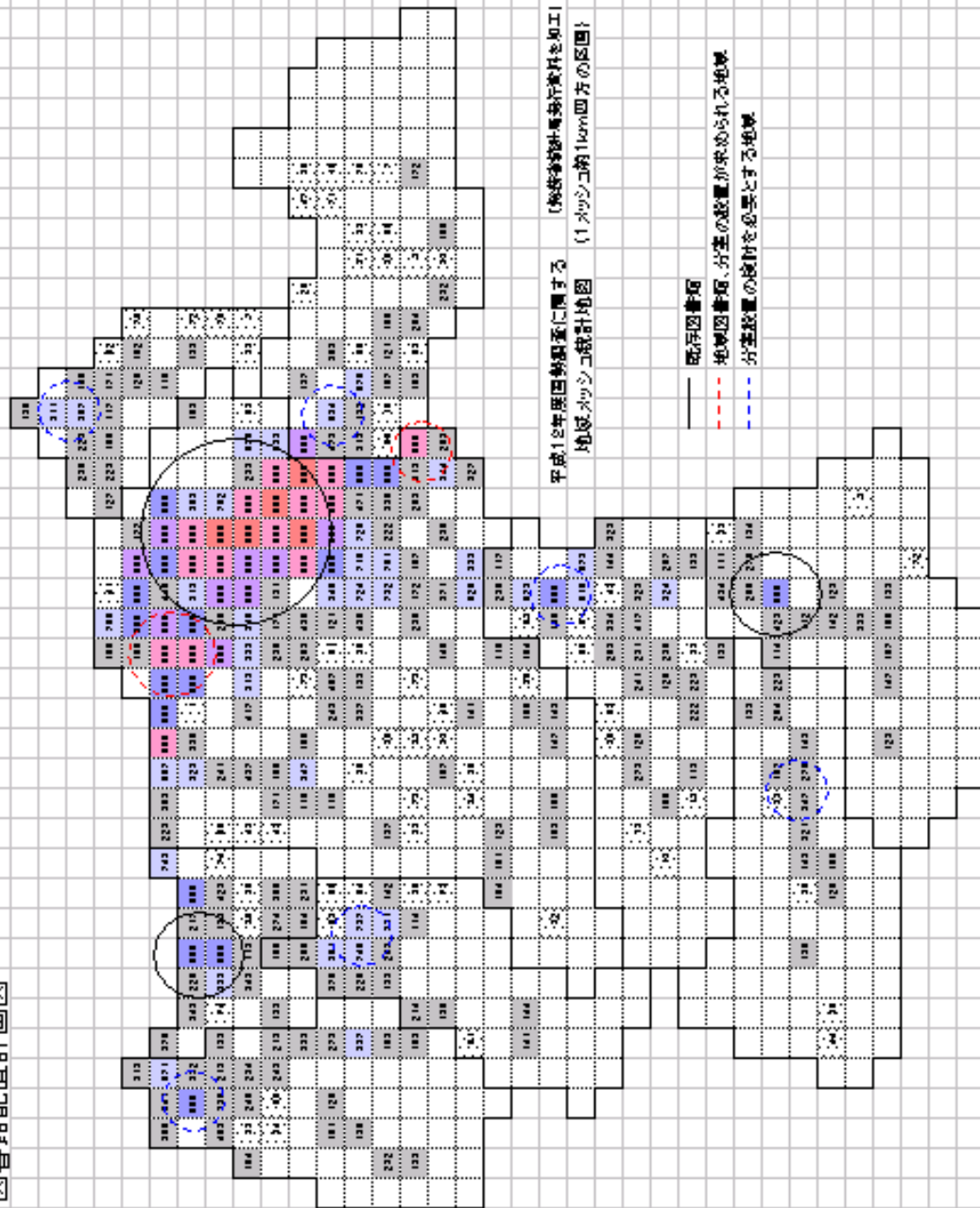
図書館分室の整備の対象としては、国府町、福部町、河原町、佐治町、鹿野町及び青谷町の各中央公民館図書室があげられます。しかしながら、周辺の人口規模、利用率から判断して分室の整備基準までにはいたっていません。

これらの地域については、中央図書館とのコンピュータシステムの統合を図った上で、現状の中央公民館図書室でのサービス及び移動図書館車による巡回サービスの充実を図りながら、図書館分室としての整備に取り組むこととします。

地域図書館等の整備改修等の時期について、用瀬図書館及び気高図書館の整備充実については、今後5年を目途に整備、改修に努めます。

また、湖山・末恒地域及び若葉台地域への地域図書館及び図書館分室の整備、さらに他の地域への図書館分室の整備については、早急に検討することとします。

図書館配置計画図



4 資料整備

鳥取市立図書館及び中央公民館図書室の資料整備状況は、以下のとおりです

【鳥取市の図書館システムの資料整備状況】

図書館名	図書購入費		その他の資料費		図書購入冊数		雑誌新聞購入点数	
	16年度 当初	17年度 当初	16年度 当初	17年度 当初	16年度	17年度	16年度	17年度
中央 図書館	25,000 千円	21,000 千円	907 千円	4,009 千円	17,836 冊	(13,125 冊)	75 点	321 点
用瀬 図書館	2,460 千円	3,400 千円	720 千円	864 千円	2,180 冊	(2,125 冊)	57 点	57 点
気高 図書館	8,400 千円	5,000 千円	894 千円	891 千円	4,509 冊	(3,125 冊)	77 点	77 点
計	35,860 千円	29,400 千円	2,521 千円	5,764 千円	24,525 冊	(18,375 冊)	209 点	455 点

【中央公民館図書室の資料整備状況】

図書室名	図書購入費		その他の資料費		図書購入冊数		雑誌新聞購入点数	
	16年度	17年度	16年度	17年度	16年度	17年度	16年度	17年度
国府町 中央公民館	850 千円	765 千円	115 千円	193 千円	643 冊	(478 冊)	19 点	19 点
福部町 中央公民館	1,490 千円	600 千円	195 千円	168 千円	1,060 冊	(375 冊)	36 点	36 点
河原町 中央公民館	642 千円	450 千円	100 千円	156 千円	433 冊	(281 冊)	11 点	11 点
佐治町 中央公民館	400 千円	400 千円	60 千円	60 千円	280 冊	(250 冊)	16 点	16 点
鹿野町 中央公民館	500 千円	450 千円	0	0	570 冊	(281 冊)	9 点	9 点
青谷町 中央公民館	1,710 千円	1,300 千円	103 千円	93 千円	1,302 冊	(812 冊)	16 点	16 点
計	5,592 千円	3,965 千円	573 千円	670 千円	4,288 冊	(2,477 冊)	107 点	107 点

第2章の「整備計画の基本的指標」でもふれたように、図書館を訪れた市民を失望させることなく、良きリピーターとなってもらうためには、絶えず新しい図書を購入して、新鮮で魅力のある蔵書の維持に努める必要があります。

鳥取市の図書館サービスの目標を達成するために必要な開架冊数と年間購入冊数の目標数値を次の表のように設定し、図書の整備充実に努めます。

区 分	平成 22 年度 (2010 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)
人 口	203,000 人	202,000 人
年 間 貸 出 冊 数	1,000,000 冊	1,200,000 冊
必 要 開 架 冊 数 (÷ 4)	250,000 冊	300,000 冊
年 間 購 入 冊 数 (÷ 10)	25,000 冊	30,000 冊
年 間 図 書 購 入 費 (× 1,600 円)	40,000,000 円	48,000,000 円
市 民 1 人 当 り 図 書 購 入 費	200 円	240 円

(注) 10 蔵書の新鮮さの度合をはかる数値を「蔵書新鮮度」と呼び、 $\langle \text{購入冊数} \div \text{蔵書冊数} \times 100 \rangle$ で表わします。『Lプラン 21 ～21 世紀の町村図書館振興をめざす政策提言～』（日本図書館協会・2001 年）の「図書館の設置と運営に関する数値基準」では、人口 10 万～30 万人の公立図書館において開架図書に占める新規図書の割合は 10.9% と設定しています。

年間図書購入費は、 $\langle \text{年間購入冊数} \times \text{平均購入単価} \rangle$ で表わします。平成 16 年度の鳥取市立図書館 3 館を合わせた平均購入単価は、

38,965,000 円 (年間図書購入費) \div 24,525 冊 (年間購入冊数) 1,600 円でした。

なお、ここで試算したのは貸出用の開架図書の必要冊数や購入費ですが、図書館ではこのほかに基本的な参考図書 (事典・統計など調査・研究用の図書) や郷土資料、視聴覚資料なども揃えなければなりません。さらに、需用費 (消耗品) 扱いで購入する新聞・雑誌などの資料費も加わります。

参考のため、鳥取市と同規模の自治体の図書館資料整備費比較表を掲げておきます。

【鳥取市と同規模の自治体の図書整備状況 (平成 16 年度分)】

* 人口 19 万人～21 万人の都市の人口順

No	都市名	H16 年図書購入費	H15 年受入冊数	蔵書冊数	市民 100 人当りの年間受入冊数
1	釧路市	24,758 千円	28,866 冊	526 千冊	14 冊
2	甲府市	18,900 千円	14,951 冊	284 千冊	7 冊

3	長岡市	93,624 千円	47,851 冊	613 千冊	24 冊
4	伊丹市	37,500 千円	18,287 冊	436 千冊	9 冊
5	日立市	37,660 千円	30,864 冊	521 千冊	15 冊
6	小田原市	19,892 千円	11,529 冊	348 千冊	6 冊
7	鳥取市	33,365 千円 (平成 17 年度当初)	24,353 冊	410 千冊	12 冊
8	調布市	90,000 千円	70,461 冊	1,054 千冊	35 冊
9	岸和田市	25,200 千円	22,893 冊	446 千冊	11 冊
10	松本市	78,960 千円	61,799 冊	848 千冊	31 冊
11	呉市	52,000 千円	35,937 冊	462 千冊	18 冊
12	春日部市	35,407 千円	18,700 冊	547 千冊	9 冊
13	沼津市	44,000 千円	36,792 冊	517 千冊	18 冊
平 均		45,482 千円	32,560 冊	539 千冊	16 冊

図書の整備に当っては、「鳥取市立図書館資料収集方針」に基づき、図書のほか雑誌、新聞、大型活字本、視聴覚資料等の収集も積極的に行います。

また、市民各層の広範な要求に応えるため、幅広く奥行きのある蔵書の構築に努めます。さらに、地域の課題解決能力や政策立案能力を高め、現代的な課題に対応する資料の充実にも努めます。加えて、地域の歴史、文化、経済、産業など、郷土の出来事や人々の営みを記録し、地域を再発見し、郷土に活力をもたらす資料・情報の収集にも努めます。

第3章 図書館サービス網及びサービス内容

1 中央図書館

中央図書館は、図書館システムの中核的役割を担うため、次のようなサービスの実施に努めます。

- (1) 閲覧、貸出、予約（リクエスト）サービス
- (2) レファレンス・サービス（調査・研究の援助、資料相談）
- (3) 文献複写サービス
- (4) 児童サービス
- (5) 高齢者サービス（大型活字本の充実など）
- (6) 障害があって図書館を利用することが難しい人へのサービス（身体に障害がある人へのサービス、入院患者サービスなど）
- (7) YA(ヤングアダルト)サービス
- (8) 多文化社会に対応したサービス
- (9) 視聴覚資料、電子資料等の収集・整備
- (10) 郷土資料の収集・整備
- (11) 文化活動、集会活動など本と親しむ機会の提供
- (12) 広報活動
- (13) 情報提供サービスの環境整備
- (14) 学校図書館への支援・協力
- (15) 職員等への研修
- (16) ボランティア受入れ事業
- (17) システム全体の連絡調整
- (18) システム全体の庶務機能
- (19) 選書・受入業務
- (20) 資料保存機能
- (21) 環境マネジメント機能（「本のリサイクル市」など）

(注1) YA(ヤングアダルト)サービス：主に10代の読者あるいは利用者を対象とした図書館サービス。

(注2) 多文化サービス：外国語資料の収集・整備や在住外国人に対するサービスなど、対象者や奉仕地域内の文化的多様性を反映させた図書館サービス。

2 地域図書館

地域図書館では、住民の身近な図書館として、日常の問題解決に役立つ参考

図書や教養書、実用書、読み物など、地域に適した資料を整備し、主に次のようなサービスの実施に努めます。

- (1) 閲覧、貸出、予約(リクエスト)サービス
- (2) レファレンス・サービス(調査・研究の援助、資料相談)
- (3) 文献複写サービス
- (4) 児童サービス
- (5) 高齢者サービス(大型活字本の充実など)
- (6) 障害があって図書館を利用することが難しい人へのサービス(身体に障害がある人へのサービス、入院患者サービスなど)
- (7) YA(ヤングアダルト)サービス
- (8) 多文化社会に対応したサービス
- (9) 視聴覚資料、電子資料等の収集・整備
- (10) 郷土資料の収集・整備
- (11) 文化活動、集会活動など本と親しむ機会の提供
- (12) 情報提供サービスの環境整備
- (13) 学校図書館への支援・協力

3 図書館分室

図書館分室では、住民の身近な図書館として主に次のようなサービスの実施に努めます。

- (1) 閲覧、貸出、予約(リクエスト)サービス
- (2) レファレンス・サービス(調査・研究の援助、資料相談)
- (3) 文献複写サービス
- (4) 児童サービス
- (5) 高齢者サービス(大型活字本の充実など)
- (6) 障害があって図書館を利用することが難しい人へのサービス(身体に障害がある人へのサービス、入院患者サービスなど)
- (7) YA(ヤングアダルト)サービス
- (8) 多文化社会に対応したサービス
- (9) 視聴覚資料、電子資料等の収集・整備
- (10) 郷土資料の収集・整備

4 移動図書館車

図書館から半径 1.5km の圏外で、地域図書館や図書館分室の整備方針に合致しない地域に対しては、移動図書館車による貸出サービスを行います。

移動図書館車は、当面 5 台とし、図書館の貸出期間に準じて、概ね 2 週間に 1 回、同一のサービスポイントを巡回するものとします。巡回場所や巡回の日程、時間帯については、利用率や地域性を勘案しながら、毎年、見直しを行う

ものとしします。

また、蔵書の検索や予約サービスに関しても、図書館と同様のサービスが提供できるようコンピュータ処理によるものとしします。

移動図書館では主に次のようなサービスの実施に努めます。

- (1) 閲覧、貸出、予約（リクエスト）サービス
- (2) レファレンス・サービス（調査・研究の援助、資料相談）
- (3) 児童サービス

5 中央公民館図書室

中央公民館図書室では、調査研究や相互貸借、コピーサービス等への対応が不十分なため、中央図書館及び地域図書館と連携しながら図書館のサービスポイントとして地域住民へ直接サービスを行うこととしします。

また、現在の担当職員は公民館事業との兼務を行っていますが、図書室専任職員を配置するよう努めます。

中央公民館図書室では、主に次のようなサービスの実施に努めます。

- (1) 閲覧、貸出、予約（リクエスト）サービス
- (2) レファレンス・サービス（調査・研究の援助、資料相談）
- (3) 児童サービス

6 学校図書館等との連携・支援

鳥取市内の小・中学校には、66校全校に学校司書と司書教諭を配置していません（一部、複数校の兼務あり）。こうした学校図書館関係者と緊密な連携をとりながら、調べ学習などの学習を支援し、同時に読書の楽しさを伝えることが公立図書館の大切な役割です。

コンピュータネットワークの活用、きめ細かな物流（配本）サービス、連絡会の開催、合同研修会の企画、オリエンテーションや「おはなし会」への司書の派遣など、さらなる連携を強化します。

また、保健センター、保育所、幼稚園、養護施設、高齢者福祉施設、病院、地域文庫・家庭文庫等との協力・支援についても今後さらなる強化に努めます。

7 休館日及び開館時間

図書館の休館日の縮小及び開館時間の延長については、職員配置及び図書館サービス内容と密接に関わってくるため、当面は現行のとおり開館することとしします。休館日の縮小及び開館時間の延長については今後とも実施に向け努力します。

8 運営の評価と改善

図書館運営は、常に実績を評価し、改善を重ねていくことでよりよい図書館になります。このため、図書館運営に関する統計データによる評価を行うとともに、利用者の意見や図書館協議会の意見を参考にしながら管理運営の改善を行います。

図書館サービスについて、人口1人当たり貸出冊数や登録率などの「指標」を設定するとともに、これらに係る「数値目標」を設定し、毎年度、図書館協議会の協力を得つつ目標達成に向けての点検、評価を行い、図書館サービスの充実、向上を図ります。

(注) 図書館協議会：「鳥取市立図書館の設置及び管理に関する条例」第7条に定める図書館の適正な管理を図るために設けられた協議会。20人以内で組織された委員からなり年3回開催しています。

第4章 コンピュータシステムの統合

1 現状と課題

高度化、多様化する住民の資料要求に応えるため、これからの図書館には電子図書館構想に対応した情報通信環境の整備・拡充が必要となります。所蔵資料のデジタル化を進めるのはもちろんのこと、インターネットを通じた図書館資料の検索・予約や外部データベース等へのアクセス、電子メールを用いたレファレンス・サービス(調査・研究の援助、資料相談)、学校図書館や他の公共図書館、関係機関とのネットワークなど、地域の情報拠点としての機能を高度化していくことが求められます。さらに、電子化された資料を蓄積することで、地域への情報提供と合わせて、地域からの情報発信という機能を持つことも可能になります。

新しい情報通信技術の開発・普及は、図書館から離れた地域に居住する住民や障害者、高齢者など、これまで図書館を利用しにくい状況におかれていた住民に対しても、きめ細かな図書館サービスを提供できる可能性を広げました。

しかし、情報技術の発達は、一方で住民の間に新たな情報格差を生む危険性もはらんでいます。パソコンの所有の有無や操作技術の知識の有無によって、情報の入手に著しい格差を広げることのないよう、図書館は住民の**情報リテラシー**の支援にも努めなければなりません。

また、情報通信技術の高度化と併せて、求められた資料や情報を迅速・確実に利用者に手渡すための物流システムを確立することも、大切な課題です。電子化された資料・情報だけでなく、紙媒体等による資料・情報の提供も有機的に連携させ、必要な資料・情報が利用者の手元に迅速に届けられる体勢を整えなければなりません。その場合、利用者のプライバシーや読書の秘密が守られるよう厳重に配慮します。

図書館の電算システムの現状については、次表のとおり、福部町及び佐治町以外の図書館又は中央公民館図書室においては既に導入されており、それぞれ単独のシステムとして稼動しています。

(注)情報リテラシー：ツールと情報源の双方に着いて利用ができ、問題解決に結びつける能力のこと。「情報活用能力」「情報処理能力」とも表現される。

図書館等	中央図書館	用瀬図書館	気高図書館	国府町中央公民館	福部町中央公民館	河原町中央公民館	佐治町中央公民館	鹿野町中央公民館	青谷町中央公民館
現システム導入年度	平成12年度	平成13年度	平成15年度	平成13年度	×	平成13年度	×	平成13年度	平成14年度
インターネット対応			×		×		×		×

2 システム統合

電算システムの統合については、システムの運用面から図書館組織と中央公民館の組織とを区別することも考えられますが、市民の利便性、管理運営の効率性、経済性を考慮し、未導入館も含めて、全ての施設のシステム及び蔵書のデータを統合するよう努めます。

また、統合にあたっては新たなシステムを導入し、機能の向上を図ります。新たな機能として、中央図書館、用瀬図書館及び気高図書館の蔵書については、ICタグを活用したシステムを検討し、さらに中央図書館については、資料の無断持出禁止装置及び自動貸出機の整備も計画します。

統合の時期については、市民の利用においても、また図書館等の運営面においても早期実現が望まれるため、平成18年度中に統合するよう努めます。

3 ホームページでのサービス

新システムでは、IT社会に対応し、ホームページでの情報提供サービスを充実します。

情報提供にあたっては、携帯電話でも閲覧できるシステムとし、次のようなサービス内容を盛り込みます。

- 検索・予約(リクエスト)機能
- 資料の貸出状況、予約状況が分る機能
- レファレンス(資料相談)の受付け

行事・催しものの案内や図書館からのお知らせ
新着図書情報その他の案内

また、インターネットコーナーを設置し、各種データベースの検索などインターネット情報を取得できる環境整備に努めます。

第5章 県内の公立図書館等との相互協力

1 公立図書館との協力

図書館ではシステム内（中央図書館、地域図書館、分室、中央公民館図書室等）での相互協力体制を緊密にするのはもちろんのこと、県内の市町村立図書館や県立図書館と相互協力して、下記のような事業を推進することが必要です。

資料の相互貸借

レファレンス・サービス（調査・研究の援助、資料相談）の協力

文献複写による資料の提供

資料の分担収集、分担保存

共同によるデータベースの構築や索引の作成

職員研修

ネットワークによる資料の横断検索

2 大学図書館等との協力

市立図書館では平成17年10月1日に鳥取大学附属図書館及び鳥取環境大学情報メディアセンターと図書館利用の相互協力に関する協定を締結しました。協定書に盛り込まれた相互協力に関する取り決めは以下のとおりです。

図書館資料の相互貸借に関すること。

文献複写に関すること。

レファレンスに関すること。

図書館講演会及び公開展示に関すること。

横断検索システムの整備に関すること。

職員の相互交流に関すること。

お互いの利用者の便宜を図り、学術・専門分野と一般教養分野での相互協力

が充実して、「地域の教育力」がより一層高まるよう、これらの締結事項が滞りなく実施されることが求められます。そのため、中央図書館では館内に担当者を決め、大学図書館が所蔵する資料やデータベース、あるいは教授の専門分野について認識を深め、さらに大学図書館を活用するためのスキルを磨くことも肝要です。

3 専門図書館、類縁機関との協力

利用者の専門的あるいは特殊な分野の問題解決を支援するためには、地域レベルで館種を超え、専門図書館や美術館・博物館などの類縁機関と連携・協力することが必要になってきます。

資料の相互貸借や文献複写、レフェラル・サービス等を円滑に推進するためにも、人とのつながりを普段から緊密にしておくことが有効です。

また、地域の知的人材バンクのデータベースや、レファレンスのためのネットワーク（人脈データベース）を構築することも有効です。いずれにしても、大学図書館との連携と同様、専門職員の養成や経験の蓄積が重要です。

(注) **レフェラル・サービス** :利用者からの資料要求に対して図書館の所蔵資料で回答が困難な場合、他の図書館や専門機関、専門家に問い合わせる回答もしくは紹介するサービス。

以上は、県内の公共図書館等との密接な相互協力について示したのですが、国立国会図書館をはじめ、県外の公立図書館や大学図書館、専門図書館、類縁機関等とも連携・協力しながら、市民の資料要求や資料相談に迅速・的確に答えっていきます。

(関係資料1)

鳥取市図書館整備計画策定検討委員会 委員構成

	氏名	区分	所属	備考
1	石川 真澄	学識経験者	鳥取環境大学環境政策学科 助教授	
2	白木 俊男	学識経験者	鳥取大学学術情報部図書館情報課長	委員長
3	木下 正昭	学識経験者	木下建築研究所	
4	高田 節子	学校図書館協議会	醇風小学校校長	副委員長
5	西尾 雅彦	旧気高郡ブロック	気高町区長協議会会長・地域審議会委員	
6	蓮佛 伝	旧八頭郡ブロック	河原町地域審議会委員	
7	奥田 通雄	旧岩美郡ブロック	福部町区長会会長・地域審議会委員	
8	廣田 哲夫	旧鳥取市ブロック	鳥取市自治会連合会監事	
9	須崎 俊雄	文化団体	鳥取市文化団体協議会会長	
10	保木本靖之助	障害者団体	鳥取市身体障害者福祉協会副会長	
11	安部 徳子	ボランティア団体	桑の実会会長	
12	菅田 恵	公募委員		
13	廣江 美穂子	公募委員		
14	出井 和江	公募委員		

(関係資料2)

「鳥取市図書館整備計画策定検討委員会」経過

平成 17 年 5 月 1 日 鳥取市図書館整備計画策定検討委員会設置要綱施行

7 月 29 日 第 1 回策定検討委員会（於：中央図書館多目的ホール）
中川教育長あいさつ、委嘱状交付、正副委員長選出
経過説明
鳥取市の図書館サービス網の現状と課題

8 月 26 日 第 2 回策定検討委員会
（地域図書館 2 館及び中央公民館図書室 2 室視察）

9 月 28 日 第 3 回策定検討委員会（於：中央図書館多目的ホール）

10 月 28 日 第 4 回策定検討委員会（於：中央図書館多目的ホール）

11 月 28 日 第 5 回策定検討委員会（於：中央図書館多目的ホール）

12 月 14 日 鳥取市教育委員会へ「鳥取市図書館整備計画(素案)」提出

平成 18 年 1 月 4 日～1 月 31 日 市民政策コメント募集

2 月 24 日 第 6 回策定検討委員会（於：中央図書館多目的ホール）

(関係資料3)

鳥取市図書館整備計画策定検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、鳥取市図書館整備計画策定検討委員会(以下「委員会」という。)の設置及び運営に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 高度情報化社会に対応した生涯学習社会の基盤整備として、鳥取市全域における図書館サービスのあり方を中・長期的な視野で検討し、図書館の整備計画を策定するための委員会を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 整備計画の策定に当り意見を述べること。
- (2) 整備計画の素案を作成し、教育長に提出すること。
- (3) その他、整備計画の策定に必要な事項を行うこと。

(組織)

第4条 委員会は学識経験者ならびに市民代表のうちから、教育長が委嘱した委員14名で構成する。

2 委員の任期は、委嘱の日から平成18年3月31日までとする。

3 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

4 役員は委員の互選により決定する。

5 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員会において必要であると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、鳥取市立中央図書館に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年5月1日から実施する。